特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
10	健康増進事業の実施に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝来市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県朝来市長

公表日

令和4年8月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱	5事務					
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務					
②事務の概要	健康増進法の規定に基づき、市民の健康の増進を図るため、検診(健診)、健康教育、健康相談、訪問指導等の各事業を実施する。 特定個人情報は、以下の健康増進事業に関する事務において、健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い取り扱う。 ①健(検)診、健康教育、健康相談、訪問指導等の各種事業対象者の把握 ②健(検)診結果・精密検査の管理 ③がん検診の受診勧奨 ④精密検査未受診者への受診勧奨 ⑤事業案内通知					
③システムの名称	健康家族システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)					
2. 特定個人情報ファイル名						
健康管理ファイル、宛名情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条					
4. 情報提供ネットワークシステムに	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(主) 実施しない(主) 実施しない(3) 未定					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	健康福祉部 健幸づくり推進課					
②所属長の役職名	健康福祉部 健幸づくり推進課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用	用停止請求					
請求先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 企画総務部 総務課 TEL 079-672-6115					
8. 特定個人情報ファイルの取扱い	に関する問合せ					
連絡先	〒669-5267 兵庫県朝来市和田山町法興寺378番地1 朝来市役所 健康福祉部 健幸づくり推進課 TEL 079-672-5269					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		<選択肢>			1万人未満)万人未満		
		令和4	4年4月1日 時点				
2. 取扱者数	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和4	4年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価	西書の種類		
	項目評価書]	「占項日評価書▽け会び	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 頁目評価書において、リスク対策の詳細が記載
されている。	心成内については、これででかり主		
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワークシステムを通じ	た入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱い	の委託		[〇]委託しない
委託先における不正な使用等のリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や	情報提供ネットワークシステム	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムと	の接続	[O]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策 は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	く選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康福祉部 地域医療·健康課長 森下 久美子	健康福祉部 地域医療·健康課長	事後	見直し
平成30年7月2日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	〒669-5268 兵庫県朝来市和田山町立ノ原26番地 朝来市役所 健康福祉部 地域医療・健康課 TEL 079-672-5269	〒669-5267 兵庫県朝来市和田山町法興寺378番地1 朝来市役所 健康福祉部 地域医療・健康課 TEL 079-672-5269	事後	見直し
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数可	平成27年10月1日	平成30年4月1日	事後	見直し
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日	平成30年4月1日	事後	見直し
令和1年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 総務部 総務課 TEL 079-672-6115	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市長公室 総務課 TEL 079-672-6115	事後	見直し
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	見直し
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	見直し
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	見直し
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	見直し
令和4年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉部 地域医療·健康課	健康福祉部 健幸づくり推進課	事後	見直し
令和4年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	健康福祉部 地域医療・健康課長	健康福祉部 健幸づくり推進課長	事後	見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	7. 特定個人情報の開示・訂	兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 企画総務部 総務課 TEL 079-672-6115	事後	見直し
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒669-5267 兵庫県朝来市和田山町法興寺378番地1 朝来市役所 健康福祉部 地域医療・健康課 TEL 079-672-5269	〒669-5267 兵庫県朝来市和田山町法興寺378番地1 朝来市役所 健康福祉部 健幸づくり推進課 TEL 079-672-5269	事後	見直し
令和4年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	見直し
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	見直し